

平成24年度国債発行予定額

<発行根拠法別発行額>

(単位:億円)

区 分		24年度当初 (a)	24年度補正後 (b)	(b) - (a)
	建設国債	59,090	114,290	55,200
	特例国債	383,350	380,360	▲ 2,990
	小 計	442,440	494,650	52,210
	年金特例国債	—	25,842	25,842
一般会計分 計		442,440	520,492	78,052
復興債		26,823	24,033	▲ 2,790
財投債		150,000	150,000	—
借換債		1,123,050	1,110,741	▲ 12,309
	うち復興債分	34,488	25,130	▲ 9,358
国債発行総額		1,742,313	1,805,266	62,953

<消化方式別発行額>

(単位:億円)

区 分		24年度当初 (a)	24年度補正後 (b)	(b) - (a)
カレンダーベース 市中発行額		1,497,000	1,494,000	▲ 3,000
第Ⅱ非価格 競争入札		41,850	62,326	20,476
年度間調整分		6,463	57,940	51,477
市中発行分 計		1,545,313	1,614,266	68,953
個人向け国債		25,000	20,000	▲ 5,000
その他窓販		5,000	4,000	▲ 1,000
個人向け販売分 計		30,000	24,000	▲ 6,000
公的部門(日銀乗換)		167,000	167,000	—
合 計		1,742,313	1,805,266	62,953

(注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(注2) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

(注3) 第Ⅱ非価格競争入札とは、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする、価格競争入札の結果公表後に実施される国債市場特別参加者向けの入札をいう(価格競争入札における各国債市場特別参加者の落札額の15%を上限)。

(注4) 年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいう。

＜カレンダーベース市中発行額＞

(単位:兆円)

区分	24年度当初			24年度補正後			(b) - (a)		
	(a)			(b)					
40年債	0.4	×	4 回	1.6	0.4	×	4 回	1.6	—
30年債	0.7	×	8 回	5.6	0.7	×	8 回	5.6	—
20年債	1.2	×	12 回	14.4	1.2	×	12 回	14.4	—
10年債	2.3	×	12 回	27.6	2.3	×	10 回	27.8	0.2
					2.4	×	2 回		
5年債	2.5	×	12 回	30.0	2.5	×	10 回	30.4	0.4
					2.7	×	2 回		
2年債	2.7	×	12 回	32.4	2.7	×	12 回	32.4	—
1年 割引短期国債	2.5	×	12 回	30.0	2.5	×	12 回	30.0	—
6ヶ月 割引短期国債				0.9				—	▲ 0.9
10年物価連動債	実務的な検討を進め、決定(備考)				実務的な検討を進め、決定(備考)				—
流動性供給入札	0.6	×	12 ヶ月	7.2	0.6	×	12 ヶ月	7.2	—
計	149.7				149.4				▲ 0.3

(注1) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

(注2) 平成24年度において、40年債は5月、8月、11月、2月の発行を予定し、30年債は4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月の発行を予定している。

(注3) 6ヶ月割引短期国債については、割引短期国債と政府短期証券の統合発行(国庫短期証券)を実施しているため、総額のみを計上。

(注4) 流動性供給入札の具体的な実施方法は、四半期毎に市場の状況を見ながら決定。

(備考) 物価連動債について、発行再開に向け、市場関係者を交え、具体的な商品性等に係る実務的な検討を進める。準備・環境等が整い次第、発行を再開。

物価連動債の発行再開に関するワーキング・グループでの議論

【概要】

物価連動債の発行再開に向け、市場関係者と具体的な商品性及び発行方法等に係る実務的な意見交換を行うことを目的として、平成24年2月から3月まで、計3回の会議を開催。第三回会議では、国債市場特別参加者会合・国債投資家懇談会へ以下の内容を中間報告（第一次報告）として取りまとめた。

【報告事項】

（１）発行再開時における主な商品性

① 既発債から変更する事項

償還時の元本保証

② 既発債と同様とする事項

- ・ 年限：10年
- ・ 連動する物価指数：全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）
- ・ 譲渡制限：利子源泉徴収対象者（個人、事業法人等）への譲渡制限あり

（２）発行再開時における発行方法

発行再開が具体的に見通せるようになった段階で、既発債保有者の乗換え需要の大きさを確認した上で、必要と認められれば、同日中に、新発債の発行入札と既発債の買入消却入札を実施するとともに、その後新発債発行額を上限として既発債を追加的に買入れる等とする新たな方法による発行を行うこととする。